

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、国民年金制度が発足した当初にA町B地区（現在は、C市）の区長に勧められ、国民年金に加入し、保険料はその区長宅に持参していたが、昭和37年の途中からは、保険料を納付していなかった。

昭和39年1月ごろ、夫の転勤に伴いA町D地区（現在は、C市）のアパートに転居し、同年4月ごろにA町役場E支所の集金人が、国民年金保険料の集金に来られたので、集金人に37年の途中から未納としていた分を含めて一括して納付したことをはっきりと覚えている。その時、集金人から「奥さんは国民年金に加入しなくても良いのに。」と言われたので、国民年金への加入をやめることにした。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁のオンライン記録上、国民年金の未加入期間とされているものの、社会保険庁が保管している国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人と同姓同名の者に昭和35年11月22日付けで記号番号が払い出されていることが確認できるところ、その当時、同居していた申立人の夫の弟と連番で払い出されていることなどから、当該記号番号は申立人のものと認められる。

また、申立人は、「昭和36年4月から37年途中までの国民年金保険

料は区長に持参し、その後の保険料は、39年4月ごろにまとめてE支所の集金人に納付した。」と主張しているところ、A町で国民年金を担当していた者は、「申立期間当時、B地区では、区長が国民年金保険料を集金していた。また、D地区については、自分が担当していた昭和60年ごろには過年度保険料を集金人が預かるようなことはしていなかったが、それ以前は、住民の利便を図って、集金人が過年度保険料を預かり、支所に隣接していた郵便局で納付後、領収書を渡していたこともあり、申立期間当時に同様に便宜を図っていたとしても不思議ではない。」と証言していることを踏まえると、申立人の主張に不自然な点は認められない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和35年11月22日付けで払い出された申立人のものと推認される国民年金手帳記号番号は、その経緯は不明であるものの、39年7月3日付けで「誤認取消」として取り消されていることが確認でき、取消処理の際に納付記録も一緒に取り消された可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和36年4月から37年3月まで
②昭和40年2月及び同年3月

私は、A町（現在は、B市）のC地区かD地区に住んでいた時に国民年金に加入したが、加入当時の状況は、良く覚えていない。

申立期間の国民年金保険料は、地区の青年団であったと思うが、納付組織の集金人に納付していたと思う。

税金など滞納したことは無く、国民年金保険料の未納期間があることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について未納期間が無く、申立期間②については、2か月と短期間である。

また、申立期間②前後の期間に係る国民年金保険料は現年度納付されており、当該期間前後において、申立人の夫の仕事等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入当時の状況を覚えていないものの、

申立人の夫は、「夫婦一緒に国民年金に加入した時、1年間は申請免除ができるとの話があったのを覚えている。申立期間①の国民年金保険料は、毎月、夫婦二人分の保険料200円を地区の青年団に支払っていた。」と証言しているところ、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年2月13日に夫婦連番で払い出されており、当該期間の国民年金保険料を現年度納付により納付することはできなかったものと考えられる上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人及び申立人の夫の昭和37年度に係る国民年金保険料は申請免除とされており、申立人の夫の主張と符合することから、申立人及び申立人の夫は、38年2月に国民年金の加入手続を行った際に、37年度に係る国民年金保険料の免除の申請手続を行い、38年4月以降の国民年金保険料を地区の青年団等の集金人に納付していたものとするのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、厚生年金保険加入期間と重複する期間を除く、49年7月から52年3月までの期間に係る納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から52年3月まで

私は、昭和46年9月に、A市の実家に戻った時、友人から勧められ、夫婦で国民年金に加入した。

その後、実家を出て、貴金属加工の修行をしながら、アルバイト等で生計を立てていたため、国民年金保険料を納付することができなかったが、昭和51年9月に店を開業し、2、3年後には売上げが伸びて経済的にも余裕ができたため、54年ごろに、それまで納付していなかった私と妻の分の国民年金保険料をA市役所で全部納付した。

妻は納付済みとなっているのに、私は未納とされていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦は、国民年金に加入したのと同時に昭和46年9月から48年3月までの国民年金保険料を一括納付しているなど、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は「昭和51年9月に店を開業し、2、3年後には売上げが伸びて経済的にも余裕ができたため、54年ごろに、それまで納付

していなかった私と妻の分の国民年金保険料をA市役所で全部納付した。」と主張しているところ、申立人及び申立人の妻に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料を、申立人の妻は、54年2月及び同年4月に過年度納付及び現年度納付により納付し、申立人は、同年6月に過年度納付により納付していることが確認でき、申立人が主張するとおり、54年ごろに申立人が夫婦の未納保険料を解消しようとしていたことがうかがえるとともに、申立期間の国民年金保険料についても、第3回特例納付により納付することは可能であったことを踏まえると、申立期間の国民年金保険料は第3回特例納付により納付したものと考えるのが合理的である。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、平成15年6月27日付けで申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和49年6月1日から同年7月1日に訂正されており、同年6月は、当初、国民年金の強制加入期間とされていたものと考えられるが、本来は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和49年7月から52年3月までについて国民年金保険料の納付があったものとして記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年8月20日）及び資格取得日（昭和36年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月20日から36年7月1日まで

私は、昭和34年12月にA社に入社してから43年に退社するまで、継続して勤務していた。申立期間については、A社がB市に営業所を設置するため、私はその準備と調査を兼ねて、B市の学校を訪問する等の営業をしていた期間で、出張扱いとなっていたはずであり、この期間もA社から源泉徴収済みの給与が送金されていたと思うので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した社員名簿及び健康保険の被保険者名簿により、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる上、複数の同僚の証言により、B市に長期出張していたものと推認される。

また、当該事業所が加入している健康保険組合が提出した申立人に係る被保険者原票において、申立人は、昭和34年12月1日に被保険者資格を取得し、43年9月1日に同資格を喪失した後の同年9月7日に健康保険証を返納した記録が確認できるところ、同組合の事務担当者は、「被保険者資格を取得してから喪失するまでの期間ごとに被保険者原票を1枚作成しているが、申立人の被保険者原票は1枚しか確認できないので、昭和34年12月1日から43年9月1日までの間に被保険者資格を喪失したことは無い

と思う。」としている。

さらに、申立人の前任者のうち事情を聴取できた一人は、申立人と同様にB市に長期出張していたと証言しているところ、当該前任者には、その期間についても厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和35年7月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪等に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和24年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月2日から同年10月1日まで

夫は、工業機械関係の学校を卒業した後、A社本社で採用され、A社C営業所に勤務した。A社のD市の事業所に転勤した後、さらに、A社E営業所に転勤し、昭和54年10月31日に退職した。A社E営業所に照会したところ、採用されてから退職するまでA社に継続して勤務していたとのことなので、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないのはおかしいと思う。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社E営業所から提出された証明書により、申立人が、昭和15年4月6日にA社C営業所に入社し、19年3月にA社F営業所(昭和29年2月1日に全喪した時の適用事業所名はA社B営業所)に転勤し、更に、24年10月にA社E営業所に転勤したことが確認できるところ、A社の社史により、これらの事業所は同一企業グループであったことが確認できることから、申立人は、同一企業グループ内の事業所に申立期間も含めて継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 8 月の社会保険事務所の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「保険料納付に関する資料は既に廃棄済みであり、保険料を納付したかどうかは不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和39年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和39年9月から40年9月までの標準報酬月額については2万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額については2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から40年12月1日まで

昭和39年6月から51年2月16日までの期間において、A社に運転手として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。私は、45年4月1日付けで、5年以上の勤続者として表彰されており、40年4月には既に勤務していたことは証明されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和39年6月2日からA社に勤務していたことが確認できる上、運転手として勤務していたことは同僚の証言により推認できる。

また、申立人の前任者は、「運転手は、入社時から3か月ほど経過した後、厚生年金保険に加入していたはずである。」としており、当時の複数の同僚も、「運転手は、厚生年金保険に加入していたはずである。」としている上、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の当該事業所に係る一つ目の厚生年金保険記号番号が、申立人が入社して約3か月後の昭和39年9月29日（資格取得日は昭和39年9月1日）に払い出されていることが確認できる。

さらに、当該払出簿を見ると、厚生年金保険記号番号が、昭和39年9月29日付けで当該事業所の32人（申立人を含む。）に払い出されているものの、それら32人の「備考」欄に「←取消→」と鉛筆で記入されているだ

けで、取消処理を行った日付、事由等の記載が無く、このような処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 12 月の社会保険事務所の記録及び申立人の前任者の記録から、39 年 9 月から 40 年 9 月までの期間を 2 万円、40 年 10 月及び同年 11 月を 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月から同年 9 月 1 日までの期間については、当該期間当時、当該事業所に勤務していた複数の者は、それぞれ「当時、A 社は、入社して 2、3 か月後に厚生年金保険に加入させていた。」、「A 社には、3 か月の試用期間があった。」としている上、申立人の当該事業所に係る一つ目の厚生年金保険記号番号が払い出された時の払出簿において、申立人に係る被保険者資格取得日は、同年 9 月 1 日とされており、申立人は、当該期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていなかった可能性がうかがえるほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 41 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 4 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から同年 4 月 4 日まで

私は、昭和 39 年 2 月に A 社に入社し、トラックの運転手として 43 年 8 月まで勤務していた。この間、辞職したり長期休暇を取得したりしたことは無く、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁が保管している A 社（現在は、B 社）C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者が、昭和 41 年 1 月 1 日に A 社 C 営業所に係る被保険者資格を取得し、同年 4 月 4 日に資格を喪失した記録が確認できるところ、当該被保険者原票に記載されている厚生年金保険被保険者記号番号は、オンライン記録によると、別の事業所に係る被保険者記録が確認できる者の記号番号であり、当該被保険者原票が適正に管理されていなかったものと考えられ、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている記録であると認められる。

また、申立人を除き、昭和 41 年 1 月 1 日に A 社に係る被保険者資格を喪

失した記録が確認できる 63 人全員が、同日付けで A 社 C 営業所に係る被保険者資格を取得した記録が確認できるところ、B 社は、「そのころは、本社機能の一部を C 営業所に移した時期で、D 地区の事務処理を本社、E 地区の事務処理を C 営業所で行うようになった。」としており、申立期間当時、A 社が、E 地区に勤務していた者について、本社に係る被保険者資格を喪失させ、A 社 C 営業所に係る被保険者資格を取得させた際、その経緯は不明であるものの、本社に継続して勤務していた申立人についても、誤って E 地区に勤務していた者と同じ手続を行い、誤った手続に気付いた A 社が、再度、本社に係る被保険者資格を取得させるために、A 社 C 営業所に係る被保険者資格を喪失させたものと考えられることから、未統合記録は、申立人の被保険者記録であると推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 41 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 4 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主（A社）は、申立人が昭和18年4月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められるとともに、事業主（B社）は、申立人が同年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から同年8月までの期間を50円、同年9月から19年1月までの期間を90円、同年2月から21年3月までの期間を110円、同年4月から同年8月までの期間を180円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年12月1日から21年9月1日まで

私は、昭和17年12月から、A社の運転助手として住み込みで働いていた。18年9月に自動車運転免許を取得した後は、運転手として24年6月に退職するまで継続して働いていた。在職中、社名がB社に変わり、事業所の管轄区域も変更されたが、勤務内容は同じであった。

昭和21年9月以降の期間については、厚生年金保険被保険者期間となっているが、申立期間については被保険者期間に含まれていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和18年4月10日から21年9月1日までの期間については、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）において、申立人の当時の氏名と同姓同名で、生年月日が同じ者が、18年4月10日にA社に係る被保険者資格を取得し、同年10月1日に企業合同を原因として被保険者資格を喪失した後、同日付けで、B社に係る被保険者資格を取得し、22年11月1日に被保険者資格を喪失した記録が確認できるところ、i) 当該旧台帳には、「20. 6. 29（焼失）」との記載が確認できることから、戦災により被保険者名簿が焼失したことがうかがえ、焼失した被保険者名簿を復元する時点で、申立人は婚

姻により現在の氏名に改姓していたために、申立人の現在の氏名の旧台帳の記録だけが被保険者名簿に復元され、旧姓の旧台帳の記録が被保険者名簿に復元されなかった可能性を否定できないこと、ii) 当該旧台帳におけるB社の資格喪失日（昭和22年11月1日）が、申立人の現在の氏名の旧台帳の記録と一致していること、iii) 申立人の同僚（A社の元事業主の子）の証言により、申立人が、少なくとも当該期間において、A社及びB社の社員として勤務していたことが推認されることから、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主（A社）は、申立人が昭和18年4月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められるとともに、事業主（B社）は、申立人が同年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び同僚に係る被保険者台帳の記録により、昭和18年4月から同年8月までの期間を50円、同年9月から19年1月までの期間を90円、同年2月から21年3月までの期間を110円、同年4月から8月までの期間を180円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和17年12月1日から18年4月9日までの期間については、戦災によりA社に係る被保険者名簿が焼失したことがうかがえるものの、当該期間に係る被保険者記録は申立人の現在の氏名及び旧姓のいずれの旧台帳においても確認できない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている被保険者資格取得日が17年12月1日である者が3人見られるが、その中に申立人の氏名は確認できないほか、申立期間当時一緒に勤務していたとする同僚（元事業主の子）からも、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和17年12月1日から18年4月9日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、第三種被保険者としての届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 38 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
②昭和 21 年 4 月 1 日から 28 年 1 月 1 日まで

父親は、昭和 3 年 9 月に A 社に入社し、16 年 2 月から退職する 35 年 1 月まで A 社 B 事業所に勤務していた。

申立期間①については、坑内で石炭運搬作業を行っていたと聞いていたのに、厚生年金保険被保険者としての記録が無いことに納得できない。申立期間①を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

また、申立期間②については、坑内で石炭運搬の指示を行っていたと聞いていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者種別が、第一種被保険者となっていることに納得できない。申立期間②の被保険者種別を第三種被保険者と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A 社が提出した申立人に係る在籍証明書及び社員名簿から、申立人が、昭和 3 年 9 月 25 日から 35 年 1 月 17 日まで A 社に継続して勤務していたことが確認できる上、社員名簿において、「認定退手起算 13. 10. 10~29. 9. 30 (坑内 15 年 1 月) (坑外 0 年 11 月)」との記載があることから、申立期間②を含む 13 年 10 月から 29 年 9 月までの

期間のうち、大部分の期間において、坑内で勤務していたことが確認できる。

また、i) 社会保険庁が保管しているC社D事業所(昭和29年10月の会社合併によりA社B事業所に名称変更)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(昭和22年6月1日の標準報酬月額改定時の名簿)を見ると、申立人の「坑内夫其の他」欄には、上欄の者と同じであることを表す「ㄥ」が記載されており、「坑内夫其ノ他」欄に坑外勤務者であることを表す「外」と記載されている者から申立人までの間に「ㄥ」が記載されている者が7人確認できるところ、オンライン記録を確認することができない者を除く6人のうち3人は、オンライン記録において、被保険者種別が第一種被保険者ではなく第三種被保険者となっていること、ii) 当該事業所に係る被保険者名簿(昭和26年8月1日の標準報酬月額改定時の名簿)を見ると、申立人の備考欄に「28. 1. 1 外ヨリ内」と記載されていることが確認できるところ、当該被保険者名簿において申立人と同様に、備考欄に「28. 1. 1 外ヨリ内」と記載され、かつ、オンライン記録が確認できる10人(申立人を除く。)のうち9人については、オンライン記録において、28年1月1日の時点では既に第三種被保険者であったことが確認できること、iii) 当該事業所に係る被保険者名簿は複数回にわたり更新が行われており、更新する際に転記ミスした可能性を否定できないことから、当該事業所に係る被保険者名簿が適正に管理されていなかった可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、第三種被保険者としての届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

- 2 一方、申立期間①については、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和16年4月1日に健康保険の被保険者資格を取得しているものの、労働者年金保険制度が開始された17年1月1日(保険料徴収開始は昭和17年6月)時点において、当該事業所に係る被保険者資格を取得した154人の中に申立人の氏名は確認できない。

また、社会保険庁が保管している事業所別及び個人別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、昭和19年12月14日付けで、当該事業所に係る174人分の番号が払い出され、健康保険のみに加入していた者88人(申立人を含む。)が、一般職員、女子等への厚生年金保険の適用拡大に伴い、同年6月1日(保険料徴収開始は10月)付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、このうちオンライン記録において坑内員であることが確認できる5人(申立人を含む。)のうち2人(申立人を含む。)については、16年4月1日に健康保険の被保険者資格を取得していることから、本来、制度開始時の17年1月1日付けで被保険者資格を取得されるべきであったところ、取得漏れとなっ

ていたため、19年6月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得させた可能性がうかがえる。

さらに、当該事業所の事業を継承したA社は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかについては不明である。」と回答している上、申立人は既に死亡しており、申立期間①当時の同僚にも事情を聴取することができず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から46年3月まで

私は、A市に居住していた時、国民年金保険料をさかのぼって納付することができるとの通知が届き、不足分を納めないと年金をもらえなくなると聞いて、まとめて市役所で納付した記憶がある。納付した時期や金額などは覚えていないが、私にとっては高額であったことを覚えている。

年金を請求するに当たり、社会保険事務所で納付記録を調べたところ、申立期間は国民年金保険料が納付されていないことが分かった。納付したことを証明する資料などは何も無いが、納付記録が無いことに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「A市に居住していた時、国民年金保険料をさかのぼって納付することができるとの通知が届き、まとめて市役所で納付した。」と主張しているが、納付時期や納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月14日に払い出

されているところ、申立期間の大部分は国民年金の任意加入対象期間であり、制度上、任意加入対象期間については、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することも、特例納付により国民年金保険料を納付することもできないことから、申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 59 年 7 月 1 日から A 社で代表取締役として勤務していたが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失(平成 7 年 9 月 30 日)するまでの間、給与として月額 30 万円を受け取っていた。社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額は、9 万 2,000 円となっており、実際の給与額に基づく標準報酬月額よりも低い額となっているので、申立期間当時の給与額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額について、申立人が当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日(平成 7 年 9 月 30 日)の後の平成 7 年 10 月 12 日付けで 5 年 11 月 1 日から 7 年 9 月 30 日までの期間の標準報酬月額が 30 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間において A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所への届出は妻が行っていたが、申立期間に係る標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の手続については承知していなかった。」としているところ、当該事業所の監査役であり、事務を行っていた申立人の妻は、「社会保険事務所への届出は、ほとんど夫の父親が行っており、夫の標準報酬月額^{そきゅう}が遡^{そきゅう}及訂正された経緯は知らない。また、滞納期間や滞納金額までは知らないが、保険料の滞納があったことは知っている。」としている上、当該事業所の代表取締役であった申立人は、事業所が行った当該行為を知り得る立場にあり、それを反証する周辺事情は見当たらないことから、標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間も含め当該事業所の業務に責任を有する代表取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 27 日から 35 年 12 月 26 日まで
私は、申立期間はA県のB社に勤務していた。

平成 9 年 4 月に社会保険事務所に年金受給の手続に行ったところ、当該事業所に係る厚生年金保険加入記録については、既に脱退手当金として支給されていると言われたが、私は、脱退手当金を受け取った覚えは無く、その時に初めて脱退手当金という言葉を知った。私は、昭和 36 年 1 月に結婚して、住所がA県からC県に変わっているため、社会保険事務所の記録で脱退手当金が支給されたことになっている同年 4 月 24 日に脱退手当金を受給できたはずがない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 26 年 5 月 1 日から 29 年 10 月 1 日までの間に被保険者資格を取得した女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日である 35 年 12 月 26 日の前後 1 年以内に資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たす 15 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 11 人（申立人を含む。）は当該事業所に係る資格喪失日から 6 か月以内に支給決定された記録となっていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 4 月 24 日に支給された記録となっている上、社会保険業務センターが保管している

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）においても、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答している形跡があり、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年3月26日から27年5月1日まで
②昭和31年9月1日から32年8月1日まで

A社B事業所における厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、A社B事業所に係る厚生年金保険加入記録が昭和26年3月1日から同年3月26日までとなっているとの回答であったが、私は、同年3月に入社して約1年間の職員研修を受けた後に、A社B事業所C炭砒に配属され、27年4月30日まで在職していた。

また、D社における厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、昭和32年8月1日から厚生年金保険に加入したことになるが、私が所持している従業員カードの写しには、採用年月日が「31.9.1」と記載されていることから実際の入社日は31年9月1日であったことが確認できる。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社B事業所に昭和26年3月に入社したと主張しているが、申立人が覚えている同僚4人及び申立期間①において、A社B事業所C炭砒に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち事情を聴取できた2人は、いずれも「昭和25年4月に入社し、申立人と共に約1年間の職員研修を受けた後の26年3月1日付けでB事業所の各炭砒に配属された。」と証言していることから、申立人は、A社に勤務していた時期を誤認している可能性も否定できない上、これら6人全員が、申立人と同じ26年3月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しており、証言した者が覚えている入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致していないことから、A社では、必ずしもすべての従業員に対して、入社後すぐには厚生

年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

また、社会保険庁が保管しているA社B事業所C炭砒に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日はオンライン記録と一致している上、被保険者は整理番号順に記載されており、申立期間①及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出、保険料納付及び保険料の控除については、当時の資料が残っておらず不明である。」としており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間②については、E社（申立期間当時は、D社）から提出された人事記録及び申立人に係る退職金支給調書並びに申立人が提出した従業員カードの写しにより、申立人が昭和31年9月1日にD社に入社（人事記録では臨時工として入社）したことが確認できる。

しかし、申立人と同じ昭和32年8月1日にD社に係る被保険者資格を取得している8人のうち、D社の人事記録において、申立人と同様に臨時工として入社した5人については、いずれもD社の人事記録における入社年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致していない上、このうち3人は「D社においては、試用期間があり、一定期間経過後に厚生年金保険に加入したと思う。」と証言していることから、D社では、必ずしもすべての従業員に対して、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

また、社会保険庁が保管しているD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、E社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険に関する届出、保険料納付及び保険料の控除については、当時の資料が残っておらず不明である。」としており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、いずれの申立期間においても、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 3 月 4 日まで

私は、昭和 55 年 4 月 1 日から A 社に正社員として採用され、56 年 10 月 8 日に退職するまで働いていた。

ところが、社会保険庁の記録において、申立期間に係る厚生年金保険加入記録が確認できない。働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

しかし、当該事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人は、昭和 56 年 3 月 4 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 9 日に喪失したことが確認できる上、雇用保険の記録（昭和 56 年 3 月 4 日に取得し、同年 10 月 8 日に離職）とも一致している。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日（昭和 56 年 3 月 4 日）は、オンライン記録と一致している上、申立期間及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当時、当該事業所に勤務していた者で事情を聴取できた 8 人のうちパートで採用されたとする 7 人は、いずれも「パートは厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険には正社員になった後で加入したと思う。」としているほか、そのうちの 1 人は、「昭和 56 年ごろに退職するパートが多かつ

たこともあり、会社から『長く勤務するなら正社員にする。』と言われ、正社員になった後で厚生年金保険に加入した。」としている上、当時の経理担当者は、「申立人はパートで入社した。その後、長く勤務するとの約束で昭和 56 年 3 月に正社員となり、厚生年金保険に加入させた。」と証言していることから、当該事業所では、申立期間当時、パートとして採用した従業員について、厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 25 日から 34 年 9 月 2 日まで

私は、申立期間において、A丸の通信員として乗船していた。給与明細書は無かったが、船員手帳の雇入れ年月日が昭和 33 年 11 月 25 日となっているのに、船員保険の被保険者資格取得日が 34 年 9 月 2 日となっていることに納得がいかない。申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A丸に通信員として乗船していたことは、申立人が所持している船員手帳及び同僚の証言により確認できる。

しかし、申立期間において、当該船舶に係る事業所の経理を担当していた者は、「当時の資料は既に廃棄しており、詳細は覚えていないが、船員保険の加入手続は、漁に出る度に行っていたが、その途中で雇い入れた者の手続は行っていなかったと思う。船員保険料は、船員の給与から控除しておらず、経費として会社で負担していた。」としているところ、社会保険庁が保管している当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間の漁期の始期（昭和 33 年 11 月 4 日）から終期（昭和 34 年 4 月 9 日）までの期間において、途中で被保険者資格を喪失した者が 10 人確認できるものの、被保険者資格を取得した者は一人もない上、申立人が雇い入れられた日（昭和 33 年 11 月 25 日）に被保険者資格を喪失している者が 4 人確認でき、申立人はそのうちのいずれかに代わって乗船したものと考えられることから、当該船舶所有者は、漁に出た昭和 33 年 11 月 4 日付けで被保険者資格を取得させた後は、途中で被保険者資格を喪失した者の後任を補充しても、加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、当該船員保険被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和 34 年 4 月 9 日から同年 9 月 1 日までの期間において、当該船舶所有者の被保険者であ

った者は船舶所有者と船長の2人しか確認できないことから、当該船舶所有者は、船員については、漁を行う時だけ船員保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、当該船員保険被保険者名簿における申立人の資格取得日（昭和34年9月2日）はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間において、船舶所有者により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。